

キャッチフレーズ

新しい時代につくろう！市民との協働で、誰もが心豊かに活躍できるまち

局・区の運営の責任者

市民局長 樋口 一美
市民局次長 高梨 邦彦

局・区の役割・目標

- 1 市民の力を生かした協働によるまちづくりを進めます。
市民との協働によるまちづくりを一層進めるため、継続的に活動する担い手や、活動をけん引するリーダーの育成に取り組みます。
地域課題や社会的課題の解決のため、地域活動や市民活動に取り組む様々な団体への支援や、多様な担い手による連携の促進により、市民の創意と工夫があふれる個性豊かなまちづくりを一層進めます。
各区・各地区の個性や特性を生かしたまちづくりを進め、市民にとって身近な課題を身近な場所で解決できるよう区役所機能の充実に努めます。
市民の利便性の向上を図るため、市民ニーズの的確な把握に努め、効果的な窓口サービスの在り方等について検討を進めます。
- 2 市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。
交通事故や犯罪のない地域社会の実現を目指し、地域団体や関係機関と連携した取組を進めます。
消費者被害の未然防止及び自立した消費者の育成を図るなど、安全で安心な消費生活の確保に向けた取組を進めます。
空家等対策や落書き防止対策の実施など、市民が安全で安心して暮らせる生活環境の向上に向けた取組を進めます。
- 3 市民が文化を身近に感じ、賑わいと潤いのあるまちづくりを進めます。
潤いと安らぎにあふれる心豊かな生活と、活力ある地域コミュニティの実現に向け、文化を身近に感じることができる環境づくりや市民の文化活動への支援を進めます。
将来にわたり文化施設等におけるサービスの提供を続けるため、長期的な視点で、効率的な管理運営に努めます。
市民の多彩な文化活動を推進するため、文化活動団体の支援や特色ある文化事業の発信などに努めるとともに、新たなアートを学び創造する場であるアートラボはしもとの整備について具体的な取組を進めます。
- 4 市民一人ひとりの個性と能力が尊重されるまちづくりを進めます。
一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現に向けた取組を進めます。
男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。

局・区経営の視点・方針

- ～ 市民の皆様への約束 ～
- 1 私たちは、市民の声をよく聴き、市民の皆様とともにまちづくりに取り組みます。
 - 2 私たちは、市民の視点に立ち、新しい発想と創意工夫により、先進的・独創的な取組に果敢に挑みます。
 - 3 私たちは、市民のニーズに応え、身近なところでサービスを提供します。
 - 4 私たちは、適切で効率的に仕事を進めるとともに、笑顔と活気あふれる職場づくりに努めます。

現状と課題

No.	現 状	課 題
1	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動や市民活動を肯定的に捉える市民は多いものの、活動に参加したことがない、又はそのような活動が行われていることを知らない市民が少なくない。 ・地域活動や市民活動に機会があれば参加したいという潜在ニーズがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動や市民活動に関する様々な情報や、活動を広げていくために有用な情報を積極的に発信することが必要である。 ・市民の興味や関心度に応じて必要な情報を提供するとともに、協働の視点での地域活動や市民活動に参加できるよう、多様な学習機会を設ける必要がある。 ・地域活動や市民活動を支援する機能を有する施設について、その在り方や連携方策等を検討する必要がある。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会は、地域住民の自主的・自立的な組織として、地域コミュニティの形成や身近な課題解決に向けた取組を行っている。 ・自治会加入世帯数には大きな変動がないものの、市全体の世帯数が増えていることから、加入率は低下傾向にある。 ・担い手不足や役員の高齢化等により地域コミュニティの活力低下が懸念されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の促進を図るため、地域の担い手である自治会等とともに地域づくりや身近な集会所や広場などの活動拠点の確保に取り組む必要がある。 ・自治会活動の理解を深める啓発活動や、多様な団体との連携など、積極的な自治会加入の促進に取り組む必要がある。 ・自治会活動の中心である役員などの担い手を確保するとともに、活動の活性化や支援を図る必要がある。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人等の市民活動団体は増加しているが、一方で後継者の育成や活動資金など、安定した活動環境が求められている。 ・まちづくりを担う多様な主体が連携・協力して活動することが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人の設立や運営の支援を行う必要がある。 ・寄附文化を醸成し、安定した団体運営につながる財源の確保が必要である。 ・地域活動団体や市民活動団体に対し、助言や情報提供等の役割を担う NPO 法人等による中間支援組織同士の連携を強化する必要がある。

No.	現 状	課 題
4	区制施行後の取組について検証を行い、区役所機能の在り方を整理しつつ、順次区役所機能の強化を図っている。	地域の個性や特性を生かしたまちづくりをより一層推進する必要がある。
5	ライフスタイルの多様化に対応した行政サービスの拡充や、身近な場所での利便性の高い窓口サービスの提供が求められている。	市民ニーズに対応した窓口サービスを効率的に提供するため、窓口サービスの在り方の検討や身近な場所で証明書等を交付する「コンビニ交付」のサービス拡充などを含む、利便性の向上に向けた取組を進めていく必要がある。
6	<ul style="list-style-type: none"> 全交通事故件数に占める自転車及び高齢者が関係する交通事故の割合がともに3割を占めている。また、神奈川県交通安全対策協議会から中央区、南区が自転車交通事故多発地域に、中央区が高齢者交通事故多発地域に指定されている。 市内の犯罪発生件数は平成20年までは1万件以上あったが、平成29年には5千件を下回るなど減少傾向にある。一方で、高齢者を狙った振り込め詐欺対策などの強化が求められている。 防犯カメラ設置に係る要望など、地域防犯対策を求める声がある。 落書きは市施設だけで42件(平成29年度調査)あり、治安の悪化につながる恐れがあることから対策が求められている。 空家に関する相談は増加傾向にあり、平成30年度の相談のうち周辺の住環境に影響を与えている空家は128件あった。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体や関係機関と連携し、各種啓発事業や交通安全教室、自主防犯パトロールの促進等により、交通事故の防止、防犯に取り組んでいるが、市民の交通安全・防犯に関し、更なる普及啓発を進めるとともに、主体的な活動を支援し、活発化を図る必要がある。 「安全に安心して自転車を利用しようよ条例」を踏まえ、自転車の安全で適正な利用の一層の促進を図るとともに、高齢運転者対策を進めていく必要がある。 市民が安心して快適に暮らすことができる環境を確保するため、落書き防止対策が必要である。 管理不全な空家等について、適切な管理が行われるよう相談体制の充実を図るとともに、その解消及び発生の未然防止に向けた周知・啓発に取り組むほか、「空家法」に基づく必要な措置を講ずるなど、空家等の解消に向けた対策を進める必要がある。
7	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談件数は近年ほぼ横ばいであったが、平成30年度はハガキによる架空請求の多発により相談件数が急増した。その他の相談についても複雑化・多様化が進んでおり、年代別では、70歳以上の高齢者からの相談件数が他の年代を上回っている。 若年者におけるパソコン、携帯電話等を介したインターネットに関する契約トラブルが多発している。 平成28年度より、消費生活総合センターを設置し、消費者教育及び消費者安全確保機能の強化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容や年代に応じた消費者被害対策が必要であり、特に若年者と高齢者に重点を置いた消費者教育を進めていく必要がある。 複雑・多様化する相談に対応するため、相談員の人材育成を図るとともに、相談体制の強化を進める必要がある。 若年者への消費者教育を推進するため、市教育委員会及び高校、大学等教育機関との連携が必要である。 高齢者等の見守りを推進するため、自治会、民生委員・児童委員、高齢者支援センターなどとの連携が必要である。 インターネットの普及などによる新たな消費者被害に迅速に対応するため、引き続き、消費生活に関する情報提供を行う必要がある。
8	<ul style="list-style-type: none"> 火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、現市営斎場は建設から26年が経過し、大規模改修が必要な状況にある。 高齢化の進行などにより、令和9年には、火葬需要が現市営斎場の火葬枠を超過する予測である。 	増加する火葬需要への対応として、市民生活に支障が生じないよう、現市営斎場の大規模改修の工期を踏まえ、令和6年度中までに(仮称)新斎場の整備が必要である。
9	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い文化創造を目指すため、新しい形で芸術を市民の生活や環境に浸透させていくことが求められている。 音楽ホールが充実している一方で、美術施設が十分でなく市民が優れた芸術作品を鑑賞できる機会の充実が求められている。 文化芸術を鑑賞するだけでなく、自らが参加し、活動するなど、市民の文化芸術への関わり方が多様化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の文化活動への支援や、芸術作品の鑑賞機会の充実など市民が文化を身近に感じるための仕組みづくりを推進する必要がある。 「アトラボはしもと」の活動等を通して、文化芸術を活用したまちの賑わいづくりと大学との連携を進めるとともに、事業を周知し、より多くの市民が参加、鑑賞できる取組が必要である。 市民の文化芸術鑑賞から文化芸術活動・発表までの一体的な支援や地域に根差した文化活動の促進が必要である。
10	<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたり文化施設等におけるサービスの提供を続けるために、長期的な視点で、効率的な管理運営が求められている。 南市民ホールや社のホールはしもと、北市民健康文化センターなど、建設から相当年数が経過してきており、設備等の老朽化が進行している。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物を長年にわたり安全で快適な状態に維持し、将来コストの平準化を図るための適正な予防保全を実施する必要がある。 全庁的・総合的な視点から庁内横断的に管理運営や大規模改修や更新の在り方を検討する必要がある。 各施設の長期的・効率的な管理運営のため、長期修繕計画の策定についても検討する必要がある。
11	<ul style="list-style-type: none"> 国の第4次男女共同参画基本計画及び女性活躍推進法の理念を踏まえ、多様な人材の能力を活用し、活力ある豊かな社会を築くため、あらゆる分野における女性の活躍が求められている。 本市におけるDV相談件数は増加傾向にあり、DV被害者に応じた切れ目のない支援体制が求められている。 「障害者差別解消法」など、人権に関する法令の整備が進む一方、いじめや、家庭内における暴力など、人権を脅かす事案が繰り返し発生しているほか、外国人や障害のある人に対する差別的な言動、インターネット等を利用した人権侵害、性的少数者に対する偏見等の人権課題が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの人々が、性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に取り組む必要がある。 豊かで活力ある社会の実現を図るため、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進していく必要がある。 DVを予防するための啓発を行うとともに、DV被害者に対して、関係機関等と連携して支援を図っていくことが必要である。 一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現に向け、人権施策の一層の充実を図る必要がある。

前年度重点目標の評価

No.	事務事業名	指標・目標	実績・評価等
	事務事業の概要		
1. 市民が主体の協働によるまちづくりを進めます。			
1	地域活動促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・麻溝台・新磯野地区整備推進事業に係るまちづくり区域の変更を行う。 ・地域活力推進員の職について見直しを行う。 ・市自治会加入推進協議会による促進策の検討を行い、その実施を支援する。 ・市自治会連合会と不動産関係団体との自治会加入促進の取組を支援する。 ・22地区において、地区まちづくり懇談会を実施するとともに、「市民協働推進基本計画」の見直しに合わせ、地区まちづくり懇談会の在り方の見直しを行う。 ・自治会等集会所建設補助金の見直しを行う。 ・地域活性化事業交付金の交付などにより地域活動団体を支援する。 ・地域活性化事業交付金要綱の見直しを行う。 ・地域活動ポイントの制度の円滑な推進を図る。 ・地域のコミュニティ活動の拠点となる（仮称）城山地区ふれあい広場を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり区域の見直しについて、各地区まちづくり会議及び居住者、地権者から合意を得られ、平成31年4月1日に変更を行った。 ・地域活力推進員については、令和元年度までは非常勤特別職とし、令和2年度からは会計年度任用職員に移行することとした。 ・桜まつりなど、各種イベントでの自治会加入促進活動を支援した。 ・多様な視点で自治会加入促進策を検討する市自治会加入推進協議会を2回開催し、支援策の検討を行った。 ・自治会加入促進チラシを不動産団体加盟店舗（約900店舗）に配布し、加入に係る支援を行った。 ・地区まちづくり懇談会を19地区で開催した。また、見直しに向けた検討を継続的に行った。 ・自治会等集会所建設費補助金を交付した。 補助金交付実績 11自治会 交付件数 11件 財産処分制限期間と補助金交付制限について見直しを行い、要綱を改正した。 ・地域活性化事業交付金の交付を行うとともに、次期計画の策定に向けて制度見直しのワーキングを開催し、見直しの検討を行った。 ・地域活動ポイントについては、自治会長会議等へ制度の周知を図り、平成30年7月1日に制度を開始した。 ・城山地区からの要望に基づき広場を整備し、平成30年10月1日から城山ふれあい広場の供用を開始した。
	<p>地域コミュニティの中心的な役割を果たしている自治会の活動に対する助成や自主的な地域課題の解決に取り組む活動に対する「地域活性化事業交付金」の交付などにより、地域活動・市民活動を支援します。</p>		

No.	事務事業名	指標・目標	実績・評価等
	事務事業の概要		
2	市民活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・さがみはら市民活動サポートセンターの機能の強化を図る。 ・指定 NPO 法人等への支援の充実を図り、更新や新規の申出を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・さがみはら市民活動サポートセンターにおいて、相談を受け付けた。 受付件数 262 件、利用登録団体数 377 団体 ・中央区（サポートセンター）、緑区（ソレイユさがみ）及び南区（ユニコムプラザさがみはら）で「NPO 出張よろず相談会」を実施した。 中央区 月 2 回 16 件 緑区 月 2 回 9 件 南区 月 4 回（9 月から月 8 回）25 件 ・桜まつりにおいてチラシを配布し、認定・指定 NPO 法人の制度周知を行った。 ・東京地方税理士会相模原支部の協力により、NPO 法人を対象とした「NPO 会計講座」を開催した。 ・「助成金申請ポイント講座」の開催時期を見直した結果、市民ファンドゆめの芽の申請件数の増加につながった。申請件数 25 件（前年比 13 件増） ・指定 NPO 法人を 1 法人新規に指定した。
	市民活動に関する相談・支援や情報発信、活動の場の提供・講座の開催等を行う市民活動サポートセンターを運営するとともに、NPO 法人の認証や運営のサポートを実施するなど、市民による自主的、公共的な活動を支援するために同センターの事業充実を検討します。		<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体の適切な運営が図られ、継続的な活動につながった。 ・NPO 法人の運営基盤の強化が図られ、活動の活性化につながった。
3	市民協働推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・協働マニュアルを作成し、広報紙やホームページへ掲載して周知を行う。 ・市民協働推進基本計画の進行管理、総合評価及び見直しを行う。 ・市民・大学交流センターの活性化に向けた取組の方向性に基つき、具体的な内容を検討する。 ・市民・大学交流センターの指定管理者の募集・選考・指定を行う。 ・市民協働推進大学事業（さがみはら地域づくり大学）の充実を図る。 ・市民・大学交流センターの円滑な運営を行う。 ・大学との包括連携に基づく事業の推進を図る。 ・ボランティア認定制度の充実を図る。 ・協働事業提案制度の効果的な運用を図る。 ・街美化アダプト制度を推進する。 ・市民健康文化センター、北市民健康文化センターの指定管理者の募集・選考・指定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の基本的な考え方や、取り組むための具体的な手順等を掲載した「相模原市協働ガイドブック」を作成した。 ・市民協働推進基本計画の進行管理及び全体の評価を行った。また、市民協働推進基本計画策定作業部会を設置し、次期計画の策定に向けた取り組みを進めた。 ・市民・大学交流センターの設置目的を達成するために、具体的テーマに基つき定期的に活動を行う団体を支援する「まちづくりモデル事業」や、大学生のセンター利用を促進する取組を行った。 ・市民・大学交流センターの指定管理者を公募により選考・指定した。 ・さがみはら地域づくり大学運営委員会を開催し、運営委員会からの意見を踏まえた運営を行った。 ・大学との連絡会議を 2 回実施した（5 月と 11 月）。 ・ボランティア活動に取り組んだ 8 大学の学生及び団体に対して認定証を贈呈した（認定証交付数：個人 53 名、3 団体）。また、対象者の推薦を大学に加え庁内関係課からも行えるよう制度を改正した。 ・協働事業提案制度で、新規 2 件、継続 8 件の事業化を決定した。また、提案内容の充実を目的とした事前相談を新設した。 ・環境まつりや麻布大学主催「環境カフェまちびかスターダスト」等を通じて、街美化アダプト制度の周知を図った。 ・市民健康文化センター、北市民健康文化センターの指定管理者を公募により選考・指定した。
	皆で担う地域社会を実現するため、自治会、NPO、大学、企業、団体等との連携を進め、地域活動団体や市民活動団体に対する財政的な支援を行うとともに、その活動を支える人材の育成に努めます。 また、協働事業提案制度の運用等により、地域課題や社会的課題等を解決し、市民との協働により取組を一層推進します。		<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動・市民活動を担う人材の育成が図られた。 ・課題解決を図るための市民との協働による取組が展開された。 ・市民・大学交流センターの事業において、新たな取組を行うなど、円滑な運営が図られた。

No.	事務事業名	指標・目標	実績・評価等	
	事務事業の概要			
4	区政の支援	地域で完結する事業や地域の実状に合わせた事業など、地域のまちづくりを積極的に支援するため、これまでの機能強化の取組を踏まえて、引き続き、更なる機能強化に向けた調整を行う。	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・区長会議や関係課長による会議等において、区役所機能の更なる充実について検討した。 ・「安全・安心まちづくり推進協議会」を各区に設置した。
	円滑な区政運営のため、区の総合調整や支援を行います。		評価	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所機能の更なる充実についての検討を進めた。 ・防犯・交通安全について、各区の実情に応じた取組ができるようになった。
5	窓口サービスの向上（社会保障・税番号制度の利活用の推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等でのマイナンバーカード申請補助説明会を継続するほか、新たに子育て世代や就労を目指す方及び地域活動ポイント付与対象者を対象とした申請補助説明会を実施する。 ・地域活動ポイント制度について、システム操作等の支援を行うことにより、円滑な事業開始につながる。 ・連絡所等の証明書発行窓口の見直しに係る調整を進める。 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに夜間・土日開催や、大学生・就労を目指す方、子育て世代への説明会開催を行ったほか、昨年度からの継続事業として、公民館・子育て広場など様々な会場でマイナンバーカード申請補助説明会を実施した。 年間 37 回 申請者合計 2,289 人 ・7 月から地域活動ポイント制度を実施し、各まちづくりセンター等へ業務支援システムの導入等を行った。 48 事業・173 人 合計 88,340 ポイント付与 ・証明発行窓口の見直しについては、連絡所の実態把握などを行った。
	窓口サービスの向上を図るため、市民に身近なコンビニエンスストアにおいて、住民票の写し等各種証明書を交付する「コンビニ交付」を導入するとともに、「個人番号カード」の交付を推進します。		評価	申請補助説明会については、開催場所や時間等を検討した結果、2,000 人を超える申請受付があり、マイナンバーカードの普及促進につながった。また、地域活動ポイントについても広報や HP で周知した結果 173 人のポイント付与につながった。
2. 市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。				
1	地域防犯活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯講習会を開催する。(150 回、参加者数 14,000 人) ・防犯カメラの設置を促進する。(30 台) ・まちの美観を損ねる落書きの防止施策を実施する。 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯講習会を開催した。 回数：161 回、参加者数：13,088 人 ・補助制度により防犯カメラの設置を促進した。 設置台数：36 台 ・落書き消去キャンペーンの実施、落書き防止用壁面絵画の設置を行った。 キャンペーン 1 回、壁画設置 1 箇所(淵野辺立体)
	防犯意識の高揚、地域防犯力の向上を図るため、防犯講習会の開催や地域の自主防犯活動を支援します。また、夜間における犯罪を未然に防止し、地域の安全を確保するため、防犯灯の設置及び防犯カメラ設置を支援します。		評価	防犯教室において防犯意識を高めるなど、地域防犯力の向上を図ることができた。
2	地域交通安全活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全に安心して自転車を利用しようよ条例」の周知とともに、自転車損害賠償保険等への加入促進等を図る。 ・交通安全教室を開催する。(275 回参加者数 25,000 人) ・自転車利用者向け交通安全講習会を実施する。(14 回) ・内閣府の地域提案型交通安全支援事業による自転車の交通安全を主としたイベントを開催し、自転車の安全で適正な利用の促進を図る。 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・桜まつり等において「安全に安心して自転車を利用しようよ条例」の周知を行った。 (周知用チラシの配布、ヘルメットの展示等) ・自転車損害賠償保険等への加入の義務化周知用のパンフレットの配付及び配架を行った。 配付先等：小中学生、自治会会員へ配付のほか自転車駐車場、スポーツ施設等に配架 ・交通安全教室を開催した。 回数：284 回、参加者数：27,299 人 ・自転車安全講習会(協働事業提案制度による)を開催した。 回数：12 回、参加者数：3,576 人 ・地域みんなの交通安全教室(内閣府と共催)を開催した。 参加者数：493 人
	交通ルールの遵守やマナーの向上を図り、交通事故を防止するため、各区等との連携による啓発活動や交通安全教室などを実施します。また、「安全に安心して自転車を利用しようよ条例」に基づき、自転車損害賠償保険等への加入、ヘルメットの着用、自転車の点検・整備の実施、盗難防止対策など、自転車の安全で適正な利用を促進します。		評価	各種啓発活動や交通安全教室を通じて、交通ルールの遵守やマナーの向上につながった。

No.	事務事業名	指標・目標	実績・評価等	
	事務事業の概要			
3	空家等対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく特定空家等への是正措置を実施するとともに、管理不全の空家等の解消及び発生の未然防止に向けた周知・啓発を実施する。 ・空家等の流通・活用等の対策を推進するため、専門家団体と空家等対策に関する協定を締結する。 ・「空家等対策計画」に基づき、空家等の利活用促進に向けた取組を進めるとともに、当該計画の見直しを行う。 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・特定空家等及び特定空家等の疑いがあるものについて、指導・助言を行った。 H31.3.31 現在の特定空家等 3件（未改善分） 特定空家等の指導 3件（対応継続） その他助言等 1件（対応継続） ・各区役所の窓口で相談を受け付け、適切に管理されていない空家等 128件について、改善依頼などを行った。 ・効果的な相談受付体制の構築などを目的として、専門家 8 団体と協定を締結した。 ・官民協働により空家等対策・啓発冊子 300 部を作成（無償）し、空家所有者等に配付した。 ・関係部局と調整を図り、現計画の課題等を抽出し、次期「空家等対策計画」の策定作業を進めた。
	評価		適切に管理されていない空家等の一部改善が図られ、安全で安心なまちづくりにつながった。	
4	消費者啓発・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・（独）国民生活センター等と連携して、市民が安心して暮らせる自立した消費者となるよう教育・啓発事業を実施する。 講師派遣事業 年間 45 回 延参加者数 1,850 人 ・「消費生活基本計画」の見直しを行う。 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・講師派遣事業を開催した。 年間 61 回 延べ参加者数 2,357 人 うち、若年者を対象とした講師派遣 16 回 うち、高齢者見守りに係る講師派遣 10 回 ・消費生活基本計画検討部会 3 回 消費生活審議会 2 回
	評価		<ul style="list-style-type: none"> ・講座実施回数及び参加者数とも目標を上回り、市民の年代に応じたきめ細かい消費者教育を幅広く実施することができた。 ・消費生活基本計画改定のための検討部会等を実施し、消費生活審議会に諮問した。 	
5	消費生活相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、相談員の研修受講機会を確保し、相談員の能力向上による相談業務の充実を図る。 相談員の研修参加 年間 7 回/人（10 人） ・関係機関等との意見交換により、相談対応の充実を図る。 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の研修受講を推進し、関係機関との意見交換会を実施した。 相談員の研修参加 年間 7.1 回/人（78 回 / 11 人） 意見交換会 4 回（警察、大学、事業者） ・年間相談件数 7,195 件（前年度比 1,728 人増）
	評価		<ul style="list-style-type: none"> ・（独）国民生活センター等の研修会への相談員参加により、法改正や多様化する消費者問題への知識を深め、相談業務の充実を図ることができた。 ・関係機関との意見交換により相互の連携を高め、情報の共有と相談対応への活用を推進できた。 	
6	新たな火葬場整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地質調査等の結果について、市民や地域住民、地域団体等への説明会等を実施する。 ・新たな火葬場の最終候補地の決定に向け取り組む。 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺権利者に取組状況の説明を行った。 ・地域団体等に説明を行った。（10 回 230 人） ・地域住民等への説明会を開催した。（7 回 102 人） ・候補地「青山」を最終候補地に決定した。
	評価		<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体から条件付きではあるが、候補地「青山」を最終候補地としての賛同を得られた。 ・最終候補地を決定したことにより、基本計画の策定や地域団体等との環境整備の協議など、次の段階への検討を進めることができた。 	
7	北市民健康文化センター改修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの安全性や利便性を確保するために、劣化が進んでいる機械設備の改修を行う。 ・令和元年度に実施する劣化度調査に向けて調整を行う。 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの屋上防水や軒裏天井、給湯配管等の修繕を行った。 ・劣化度調査に向けて休所による利用者への影響が最低限となるよう庁内調整等を行い、今後の改修計画案を作成した。
	評価		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が安全・安心に利用できるよう適切な維持管理を図った。 ・劣化度調査を令和元年度に実施することとした。 	

No.	事務事業名	指標・目標	実績・評価等
	事務事業の概要		
3. 市民が育む文化の薫る心豊かなまちづくりを進めます。			
1	市民文化創造事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化祭を実行委員会形式で実施する。 ・イベントガイドの発行により、文化事業の情報発信を行う。 ・街かどコンサートを年12回開催する。 ・映画上映を国立映画アーカイブ相模原分館などで実施する。 ・商業施設などを利用した写真作品展示を開催する。 ・文化財団や指定管理者と連携して、文化施設で行う事業の充実を図る。 ・ホームページの充実により、様々な文化活動に関する情報発信を強化する。 ・「さがみはら文化振興プラン」の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化祭を実行委員会形式により9月から11月まで市民ギャラリーや文化会館等で実施した。 ・「さがみはら秋の文化芸術イベントガイド」を例年掲載の公的なイベントのほか、平成30年度から市民団体などのイベント情報を加えて発行し、市内の公共施設等で配布して市民に広く周知した。 ・街かどコンサートを市役所ロビー、民間施設を活用し、年12回(うち4回は世界を感じる街かどコンサートとして実施)開催した。 ・優秀映画鑑賞事業による映画上映を3会場で計5日間開催した。(参加者数616人) ・市民参加の写真展「私のこの1枚」を1月から伊勢丹及びミウイ橋本で開催したほか、フォトシティさがみはら「アマチュアの部巡回展」を2月から市立図書館、きらぼし銀行相模原支店など7か所で開催した。 ・日本フィルハーモニー交響楽団の公演など、各文化施設において施設の特色や施設間の連携などを考慮し、幅広い年齢層を対象とした多彩な事業を実施した。(事業数133 来場者数96,699人) ・市民アンケートや文化団体ヒアリングの実施など、次期さがみはら文化振興プランの策定に向けた取組を進めた。
	<p>市民文化の創造や文化を身近に感じる環境づくりを進めるため、さがみはら文化振興プランに掲げた施策を推進します。</p>		<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民が、文化芸術に触れる機会を持つことができた。 ・地域における市民の文化活動が促進された。 ・市民の文化活動などの実態把握を進めた。
2	美術館整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・アートラボはしもとの再整備については、専門家による整備検討委員会を設置し、民間活力の導入を前提に、施設内容や整備スケジュール等具体的な検討を進める。 ・(仮称)美術館(相模原)については、広域交流拠点整備計画との整合を図った検討を進める。 ・「アートラボはしもと」において、美術系大学をはじめ、様々な団体や機関と連携したワークショップを開催する。 ・地元若手アーティストによるSOS(スーパーオープンスタジオ)の取組に対する支援など、アートによるまちづくりの担い手の育成を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アートラボはしもとの再整備については、第三者事業評価の実施や再整備に向けた市民意見聴取及び事業者ヒアリングを行うとともに、整備検討委員会を4回開催して機能や運営方針の具体的な検討を進めた。 ・(仮称)美術館(相模原)は広域交流拠点整備計画との整合を図りつつ市内での検討を行った。 ・アートラボはしもとでは、連携する4大学すべての主催事業を行ったほか、図書館、市民文化財団、小中学校などと連携して事業を行った。 ・SOSの取組に対する支援を充実させた結果、各スタジオを巡回するツアーバスの増便や参加者数の大幅な増加につながった。
	<p>市民が絵画や写真、映像など、様々な文化芸術に親しみ、参加するための美術館整備を進めるとともに、美術館整備に向けた新たなアートに係る先駆的な取組を進めます。</p>		<p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各方面との連携を強化し事業ノウハウの蓄積を進めるとともに、整備手法の検討等により、アートラボはしもとの再整備に向けた取組を着実に推進することができた。
3	美術品収集及び展示事業	<ul style="list-style-type: none"> ・収集美術品展について、市民ギャラリーのほか、ユニコムプラザさがみはら、民間美術館で開催する。 ・散逸の恐れのある故人の作品等の収集を進める。また、本市ゆかりの作家の調査研究を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ギャラリー及びユニコムプラザさがみはらにおいて計4回収集美術品展を実施した。(入場者7,072人) ・本市ゆかりの作家の調査研究を進めた。 ・散逸の恐れのある故人(岩橋氏)の作品について収集を行った。 ・散逸の恐れのある故人(石井氏)の作品について収集できる目処がたった。
	<p>長年育んできた写真展や絵画の展覧会など本市独自の美術文化を着実に後世に伝えるため、絵画や写真を中心に本市ゆかりの作品を調査研究し、散逸の恐れのある故人の作品等の収集を進めるとともに、優れた芸術作品を市民が鑑賞する機会を確保するため、収集作品展の充実を図ります。</p>		<p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市収集美術品を市民が鑑賞する機会が増加した。 ・本市に縁のある美術品の収集が図られた。

No.	事務事業名	指標・目標	実績・評価等	
	事務事業の概要			
4	相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら事業	<ul style="list-style-type: none"> ・全国から写真作品を公募・顕彰し、発表の機会を提供する。 ・従前、展示やイベントが少なかった時期に、過去の入賞作品の展示等の新たな取組を実施する。 ・障害者など幅広い方に参加いただける事業を新たに実施する。 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・プロの部及びアマチュアの部の写真展を開催したほか、市民参加型イベントでは親子写真教室や、新たに障害者事業所と連携して写真教室を実施した。 ・アマチュア作品展には、国外を含め4,091点の応募があった。 ・「私のこの一枚」には、昨年を上回る255点の応募があった。 ・市民ギャラリーアートスポットやユニコムプラザさがみはらにおいて、過去の受賞作品展を実施するなど、年間を通じて写真文化に触れる機会を創出した。
	写真展を中心に様々なイベントを開催することにより、市民が写真や文化について触れる機会を提供し、「さがみはら文化」として市内外に発信します。			評価
5	文化施設管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度により、民間業者のノウハウを活用した効果的、効率的な施設の管理運営を行う。 ・各文化施設の設備等の状態を把握し、改修計画の検討を行う。 ・文化会館など6つの文化施設について、指定管理者の募集・選考・指定を行う。 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者により施設の設置目的を踏まえた管理運営が行われた。 ・従来からの指定管理者による日常点検や市が直接、現地のモニタリングを実施するなど施設の状態を把握した。 ・トイレ洋式化の推進など次年度の改修計画を作成した。 ・文化会館など6つの文化施設の指定管理者を指定した。
	文化施設について、市民が音楽、演劇等の文化芸術を鑑賞し、自ら文化芸術活動を実践するための場として継続的に十分な機能が果たせるよう、施設の適正な維持管理に向け、改修に係る検討を行うとともに、効果的、効率的な管理運営を進めます。			評価
6	さがプロ2020文化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・従前からの街かどコンサートについて、世界を感じる街かどコンサートとして、テーマ地域を設定した冠事業を実施する。 ・過去3度のオリンピック開催時期の映画を鑑賞できる「時代を振り返る映画鑑賞会」を新たに実施する。 ・本市オリジナルのコンテンポラリーダンス作品制作及び公演を行う。 ・2020年オリンピック・パラリンピックの開催に向け、本市文化を内外に発信する事業の実施について検討を進める。 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・世界を感じる街かどコンサートを年4回実施した。 ・国立映画アーカイブ相模原分館において「時代を振り返る映画鑑賞会」を実施した。 参加者数 151人 ・市民文化財団の主催で「鈴木ユキオ 相模原オリジナルダンス公演」を実施した。 来場者数 約300人 ・次年度に向け「さがプロ2020コンサート」や「市民オペラ」等の実施に向けた検討を進めた。
	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、音楽を中心とした様々なイベントを開催することにより、本市の文化振興及び市民の機運の高揚や一体感の醸成を図る取組を進めます。			評価
4. 市民一人ひとりの個性と能力が尊重されるまちづくりを進めます。				
1	男女共同参画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「さがみはら男女共同参画プラン21」の見直しを行う。 ・男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進センター(ソレイユ)を拠点に、市民を対象とした講座等の各種事業を行う。 ・男女共同参画推進センター(ソレイユ)の指定管理者の募集・指定を行う。 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・次期「さがみはら男女共同参画プラン」の策定について、男女共同参画審議会に諮問した。 審議会開催 5回 ・男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)において、男女共同参画に関する意識啓発事業、女性の就労・継続支援事業等を実施した。 講座開催 60本・128回、参加者 12,646名 ・男女共同参画推進センター(ソレイユ)の指定管理者を公募により選考・指定した。
	男女が、互いにその人権を尊重するとともに責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の形成を推進します。			評価

No.	事務事業名	指標・目標	実績・評価等	
	事務事業の概要			
2	女性活躍推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「さがみはら男女共同参画プラン 21」から、女性の活躍の推進に資する施策について抽出・再掲した「女性活躍推進に係る重点取組施策」の推進を図る（女性の就労支援事業の実施等）。 ・女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」を検討する。（「さがみはら男女共同参画プラン 21」の見直し作業と連動して進める。） 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の管理職を対象とした女性が働きやすい環境づくりへの理解促進のためのセミナーを開催するとともに、男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ）において、女性の経済的自立、職務拡大などを目的とした就業支援講座等を開催した。 市主催（セミナー）開催 1回、参加者 50名 ソレイユさがみ実施事業 20回、参加者 351名 ・市ホームページにより、女性活躍に係る支援措置等の見える化を図り、重点取組施策に位置づける事業の情報を発信した。 ・男女共同参画審議会に諮問した次期「さがみはら男女共同参画プラン」の策定作業と併せて、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」の策定に向け、計画案の内容を検討した。 審議会開催 5回（再掲）
	評価		<p>「市町村推進計画」の策定に向けた取組により、令和2年度からの女性活躍推進に資する施策の検討を行うとともに、市ホームページやセミナー等による情報発信や意識啓発を通じて、働く女性の活躍につながる支援を図った。</p>	
3	DV対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談支援センターを中心に、被害者支援やDV防止に向けた意識啓発等を推進する。 ・相談体制の充実のため、DV相談支援センター及び女性相談員の職の在り方を検討する。 ・「さがみはらDV対策プラン」の見直しを行う。（「さがみはら男女共同参画プラン 21」の見直し作業と連動して進める。） 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談支援センターと関係機関との連携によりDV被害者の保護・支援を行った。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間において、啓発事業を実施するとともに、民生委員等を対象に「DV被害者サポート講座」を開催した。 ・次期「さがみはらDV対策プラン」の策定に向け、計画案の内容を検討した。
	評価		<p>DV相談支援センターと関係機関との連携による被害者の保護・支援及びDV防止に向けた予防啓発を図ることができた。</p>	
4	人権施策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局、人権擁護委員など関係機関等と連携を図りながら、講演会や研修会及び啓発事業を継続して実施する。 ・人権施策審議会から答申を受け、人権施策推進指針を改定する。 	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局、人権擁護委員など関係機関等と連携し、人権メッセージ展、人権の花運動、街頭啓発、人権啓発講演会等各種啓発事業を実施した。 ・人権施策審議会から答申を受け、人権施策推進指針を改定した。 審議会開催 2回
	評価		<p>差別や偏見のない地域社会の実現に向け、人権啓発の一層の充実を図るとともに、新たな人権課題等にも対応した指針の改定により、市の人権施策の基本的な方向性を定めることができた。</p>	

No.	事務事業名	指標・目標
	事務事業の概要	目標達成により得られる成果
1. 市民の力を生かした協働によるまちづくりを進めます。		
1	地域活動促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活力推進員の職務及び勤務条件について検討を行い、採用を行う。 ・市自治会加入推進協議会による加入促進策の検討を行い、その実施を支援する。 ・市自治会連合会と不動産関係団体との自治会加入促進の取組を支援する。 ・地区まちづくり懇談会を実施するとともに、開催方法の検討を行う（対象 22 地区）。 ・自治会等集会所建設補助金の見直しを継続的に行う。 ・地域活性化事業交付金の交付などにより地域活動団体を支援する。 ・地域活性化事業交付金制度の在り方の検討を行う。 ・地域活動ポイントの制度の導入効果等の検証を行い、ポイント付与の対象活動、対象者の拡充を検討する。
	<p>地域コミュニティの中心的な役割を果たしている自治会の活動に対する助成や自主的な地域課題の解決に取り組む活動に対する「地域活性化事業交付金」の交付などにより、地域活動・市民活動を支援します。</p>	
2	市民活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・さがみはら市民活動サポートセンターの機能の強化とともに、中間支援組織との連携を図る。 ・さがみはら市民活動サポートセンター運営団体の募集を行う。 ・指定 NPO 法人等の活動を支援し、更新や新規の申出を促進する。
	<p>市民活動に関する相談・支援や情報発信、活動の場の提供・講座の開催等を行う市民活動サポートセンターを運営するとともに、NPO 法人の認証や運営のサポートを実施するなど、市民による自主的、公共的な活動を支援するために同センターの事業充実を検討します。</p>	
3	市民協働推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・次期「市民協働推進基本計画」を策定する。 ・市民・大学交流センターの活性化に向けた取組の方向性に基づき、具体的な内容を検討する。 ・市民協働推進大学事業（さがみはら地域づくり大学）の充実を図る。 ・大学との包括連携に基づく事業の推進を図る。 ・ボランティア認定制度の効果的な運用を図る。 ・協働事業提案制度の効果的な運用を図る。 ・街美化アダプト制度の周知の強化を図るとともに、活動しやすい制度となるよう運用方法を検討し、団体数の増加を図る。 ・市民・大学交流センター、両市民健康文化センターの円滑な運営を行う。
	<p>皆で担う地域社会を実現するための取組として、次期「市民協働推進基本計画」を策定するとともに、自治会、NPO、大学、企業、団体等との連携を進め、地域活動団体や市民活動団体に対する財政的な支援を行い、その活動を支える人材の育成に努めます。</p> <p>また、協働事業提案制度の運用等により、地域課題や社会的課題等を解決し、市民との協働により取組を一層推進します。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動・市民活動を担う人材育成が図られる。 ・課題解決を図るための市民との協働による取組が展開される。 ・市民と大学との連携が深まり、地域活動や市民活動が充実するとともに、新たな活動につながる。 ・所管施設について、円滑かつ効果的な運営が図られる。

No.	事務事業名	指標・目標
	事務事業の概要	目標達成により得られる成果
4	区政の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長会議を開催し、各区の総合調整を行う。 ・ 地域で完結する事業や地域の実情に合わせた事業など、地域のまちづくりを積極的に支援するため、これまでの機能強化の取組を踏まえて、引き続き、更なる機能強化に向けた検討を行う。
	円滑な区政運営のため、区の総合調整や支援を行うとともに、区役所のさらなる強化を進めます。	
5	窓口サービスの向上（社会保障・税番号制度の利活用の推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館等でのマイナンバーカード申請補助説明会、子育て世代や働く世代を対象とした休日・夜間での申請補助説明会を継続するほか、新たに市内企業と連携した、企業への出張申請補助説明会を実施する。 ・ コンビニ交付の更なる拡充を図るため、新たな交付証明書について検討を行う。 ・ 連絡所等の証明書発行窓口の見直しについて検討を行う。
	窓口サービスの向上を図るため、マイナンバーカードの交付を促進するとともに、コンビニ交付のサービスの拡充や証明発行窓口の見直しの検討を進めます。	
2. 市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。		
1	地域防犯活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域団体や関係団体等と連携を図り、地域防犯活動の促進を図る。 ・ 防犯カメラ補助制度のあり方を検討し、設置の促進を図る。 ・ 防犯カメラの設置を促進する。（60台） ・ 防犯講習会を開催する。（170回、参加者数14,000人） ・ まちの美観を損ね、犯罪につながる恐れのある落書きの防止対策を実施する。
	防犯意識の高揚、地域防犯力の向上を図るため、防犯講習会の開催や地域の自主防犯活動を支援します。また、地域防犯活動を支援するため、防犯カメラ設置を支援するとともに、夜間における犯罪を未然に防止するため、防犯灯の設置等を行います。	
2	地域交通安全活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域団体や関係団体等と連携を図り、地域交通安全活動の促進を図る。 ・ 各区役所と連携し、交通安全の啓発活動を実施する。 ・ 「安全に安心して自転車を利用しようよ条例」の周知とともに、自転車損害賠償保険等への加入促進等を図る。 ・ 交通安全教室を開催する。（280回、参加者数26,000人） ・ 自転車利用者向け交通安全講習会を実施する。（12回）
	交通ルールの遵守やマナーの向上を図り、交通事故を防止するため、各区役所等との連携による啓発活動や交通安全教室などを実施します。また、「安全に安心して自転車を利用しようよ条例」に基づき、自転車損害賠償保険等への加入、ヘルメットの着用など、自転車の安全で適正な利用を促進します。	
3	空家等対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期「空家等対策計画」を策定する。 ・ 法に基づく特定空家等への是正措置を実施するとともに、管理不全の空家等の解消及び発生を未然防止に向けた周知・啓発を実施する。 ・ 空家等の流通・活用等の対策を推進するため、専門家団体との連携による空家等対策に関する相談窓口の充実を図る。
	適切に管理されていない空家等について、地域住民の生命や身体、財産を保護するための対策を実施します。	

No.	事務事業名	指標・目標
	事務事業の概要	目標達成により得られる成果
4	消費者啓発・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民の消費者としての権利の確立と自立を支援するとともに、安全で安心できる消費生活を確保するため、次期「消費生活基本計画」を策定する。 (独)国民生活センター等と連携して、市民が安心して暮らせる自立した消費者となるよう教育・啓発事業を実施する。 講師派遣事業 年間 50 回 延参加者数 2,000 人 市民の身近な消費生活に関する問題への意識啓発が図られ、自立した消費者育成につながる。 消費者被害の拡大防止等につながる。
	<p>市民の消費者としての権利の確立と自立を支援するとともに、安全で安心できる消費生活を確保するため、次期「消費生活基本計画」を策定します。</p> <p>また、消費者被害を未然に防ぐため、特に高齢者の見守り及び若年者を対象とした出前講座等の消費者教育を実施し、意識啓発・支援を行うとともに、(独)国民生活センターと連携して消費者教育及び周知啓発事業を実施し、市民の消費者意識の醸成を図ります。</p>	
5	消費生活相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、相談員の研修受講機会を確保し、相談員の能力向上による相談業務の充実を図る。 相談員の研修参加 年間 7 回/人(11 人) 関係機関等との意見交換により、相談対応の充実を図る。 相談員の能力向上、相談員相互の情報共有による質の高い的確な相談対応につながる。 関係機関等との連携が深まり、未然防止とともに、効果的・効率的な相談業務の運営につながる。
	<p>複雑化・多様化する消費者問題に対し、消費生活相談対応情報の共有化を図り、一層、迅速かつ的確な相談体制を確立し、関係機関との情報交換や情報提供により被害の未然防止と救済体制の強化を図ります。</p>	
6	(仮称)新斎場整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模や機能、安全対策等を検討するため、基本計画の策定に着手する。 地域住民や地域団体等の理解や協力を深めるため、取組状況等について説明会を実施する。 令和 6 年度の供用開始に向け、着実に事業推進を図ることができる。 市民や地域の更なる理解と協力のもと、円滑な事業推進を図ることができる。
	<p>高齢化の進行などによる今後の火葬需要に対応するため、(仮称)新斎場の整備に向けた取組を進めます。</p>	
7	北市民健康文化センター改修事業	<ul style="list-style-type: none"> センターの安全性や利便性を確保するために、劣化が進んでいる設備等の改修を行う。 劣化度調査を実施し、今後の改修計画を策定する。 センターの安全性、利便性を確保し、突発的な不具合に対応するための休館などによる、市民サービスの低下を防ぐことができる。
	<p>北市民健康文化センターの安全性や利便性を確保し、安定的な市民サービスを提供するため、設備等の計画的な改修を行います。</p>	
8	外国人に対する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 多言語で対応できる相談環境を整備する。 国や関係機関等との連携を図り、情報提供を行う。 外国人が必要としている相談や情報を提供することにより、生活の支援充実が図られる。
	<p>入管法の改正に伴い、本市においても外国人の増加が想定されることから、外国人に対する一元的な相談窓口として、各区役所市民相談室の充実を図ります。</p>	
3. 市民が文化を身近に感じ、賑わいと潤いのあるまちづくりを進めます。		
1	市民文化創造事業	<ul style="list-style-type: none"> 次期「さがみはら文化振興プラン」を策定する。 市民文化祭を第 70 回記念大会として実行委員会形式で実施する。 街かどコンサートを年 12 回開催する。 優秀映画鑑賞推進事業として過去の優秀作品の上映を国立映画アーカイブ相模原分館などで実施する。 商業施設などを利用した写真作品展示を開催する。 文化財団や指定管理者と連携し、質の高い文化事業を実施する。 イベントガイドを発行するほか、ホームページの充実により、様々な文化活動に関する情報発信を強化する。 多くの市民が、文化芸術を身近に触れる機会を持つことができる。 地域における市民の文化活動が促進される。
	<p>本市文化の一層の振興に向け、次期「文化振興プラン」を策定します。また、市民文化の創造や文化を身近に感じる環境づくりを進めるため、さがみはら文化振興プランに掲げた施策を推進します。</p>	

No.	事務事業名	指標・目標
	事務事業の概要	目標達成により得られる成果
2	文化活動拠点整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・アートラボはしもとの再整備については、事業者選定に向け公募仕様書を作成するとともに、施設内容や整備スケジュール等具体的な検討を進める。 ・アートラボはしもとにおいて、美術系大学をはじめ、様々な団体や機関と連携したワークショップを開催する。 ・地元若手アーティストによる SOS(スーパーオープンスタジオ)の取組に対する支援など、アートによるまちづくりの担い手の育成を進める。 ・(仮称)美術館(相模原)については、市民との対話に向け、美術館の在り方等の検討を行う。
	<p>アートに係る先駆的な取組を通じて、新たなアートを学び創造する場であるアートラボはしもとの再整備を推進するとともに、現行施設において、引き続き大学や地域のアーティスト等と連携した市民参加型事業を実践することによりノウハウの蓄積を図ります。</p>	
3	優れた文化芸術鑑賞推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵美術品展について、市民ギャラリーのほか、ユニコムプラザさがみはらで開催する。(4回実施) ・散逸の恐れのある故人の作品等の収集を進める。また、本市ゆかりの作家の調査研究を進める。 ・収蔵美術品のより有効な活用手法について検討を進める。
	<p>長年育んできた写真展や絵画の展覧会など本市独自の美術文化を着実に後世に伝えるため、絵画や写真を中心に本市ゆかりの作品を調査研究し、散逸の恐れのある故人の作品等の収集を進め、優れた芸術作品を市民が鑑賞する機会を確保します。</p>	
4	相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら事業	<ul style="list-style-type: none"> ・全国及び海外から写真作品を公募・顕彰し、発表の機会を提供する。 ・過去の入賞作品を活用した展示を行い、写真文化の情報発信を推進する。 ・障害のある人を含む幅広い市民が参加できるイベントを実施し、写真を通じた交流の輪を広げる。 ・次年度の20周年事業開催に向けた検討を行う。
	<p>写真展を中心に様々なイベントを開催することにより、市民が写真や文化について触れる機会を提供し、「さがみはら文化」として市内外に発信します。</p>	
5	文化施設管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度により、民間業者のノウハウを活用した効果的、効率的な施設の管理運営を行う。 ・各文化施設の設備等の状態を把握し、改修や修繕の検討を行う。
	<p>文化施設について、市民が音楽、演劇等の文化芸術を鑑賞し、自ら文化芸術活動を実践するための場として継続的に十分な機能が果たせるよう、施設の適正な維持管理に向け、改修等に係る検討を行うとともに、効果的、効率的な管理運営を進めます。</p>	
6	さがプロ2020文化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・従前からの街かどコンサートについて、世界を感じる街かどコンサートとして、テーマ地域を設定した冠事業を実施する。 ・市民文化財団が実施するコンテンポラリーダンスの作品制作及び公演を支援する。 ・本市縁のオリンピックのトークショーを盛り込んだ「さがプロ2020コンサート」を実施する。 ・市民参加により創造する「市民オペラ」を実施する。 ・2020年オリンピック・パラリンピックの開催に向け、本市文化を内外に発信するとともに、異文化理解と交流の促進を図る事業の実施について検討を進める。
	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、音楽を中心とした様々なイベントを開催することにより、本市の文化振興及び市民の機運の高揚と一体感の醸成及び異文化理解と交流の促進を図る取組を進めます。</p>	

No.	事務事業名	指標・目標
	事務事業の概要	目標達成により得られる成果
4. 市民一人ひとりの個性と能力が尊重されるまちづくりを進めます。		
1	人権施策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局、神奈川県、人権擁護委員など関係機関等と連携を図りながら、講演会や研修会及び啓発事業を継続して実施する。 ・人権に関する条例の制定について、検討を進める。 ・当事者団体等と連携し、同性パートナーシップ承認制度の検討をするなど、性的少数者への支援に向けた取組を進める。
	一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現に向け、人権施策の一層の充実を図ります。	
2	男女共同参画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・次期「さがみはら男女共同参画プラン」を策定する。 ・次期「さがみはら男女共同参画プラン」の策定作業と連動して、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」及び次期「さがみはら DV 対策プラン」の策定を進める。(4再掲) ・男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)を拠点に、市民を対象とした講座等の各種事業を行う。 ・当事者団体等と連携し、同性パートナーシップ承認制度の検討をするなど、性的少数者への支援に向けた取組を進める。
	男女が、互いにその人権を尊重するとともに責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、次期「さがみはら男女共同参画プラン」を策定するとともに、男女共同参画に係る各施策を推進します。	
3	女性活躍推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」を策定する。(次期「さがみはら男女共同参画プラン」の策定作業と連動して進める。) ・「さがみはら男女共同参画プラン 21」から、女性の活躍の推進に資する施策について抽出・再掲した「女性活躍推進に係る重点取組施策」の推進を図る(女性の就労支援事業の実施等)
	女性活躍推進法に基づき、「市町村推進計画」を新たに策定するとともに、女性の職業生活における活躍を推進します。	
4	DV対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・次期「さがみはら DV 対策プラン」を策定する。(次期「さがみはら男女共同参画プラン」の策定作業と連動して進める。) ・DV相談支援センターを中心に、被害者支援やDV防止に向けた意識啓発等を推進する。 ・女性相談窓口及びDV相談支援センターの相談体制の見直しを行う。
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るDV防止法に基づき、次期「さがみはらDV対策プラン」を策定するとともに、相模原市配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)を中心に、DV被害者に対する切れ目のない保護・支援を図るほか、DV防止に向けた啓発を推進します。	
<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談支援センターと関係機関との連携により、DV被害者に対する切れ目のない保護・支援が図られる。 ・DV防止に向けた意識啓発により、DVに対する正しい理解が高まる。 		

No.	主な取組	部名 / 課名	内容	事業費(千円)	総合戦略 設定事業
1. 市民の力を生かした協働によるまちづくりを進めます。					
1	地域活動促進事業	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等活動推進奨励金を交付し、個性豊かなコミュニティづくりを推進するとともに、相模原市自治会連合会の円滑な運営と自治会の加入促進を支援します。 地域活動ポイント制度の導入効果の検証を行います。 	215,399	少子化
2	市民協働推進事業	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> 次期「市民協働推進基本計画」を策定します。 協働事業提案制度の運用等により、地域課題や社会的課題等を解決し、市民との協働による取組を推進します。 市民・大学交流センターにおいて「市民と大学が地域課題の解決や地域の活性化を目的とした交流、研究、対話等を行う機会を提供する業務」である「地域づくりプロジェクト」を実施します。 	58,202	協働事業 は12課10事業（新規2、 継続8）を各 事業化で執 行
3	さがみはら市民活動サポートセンター事業の充実	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体と協働で、市民活動を支援するための相談・支援や情報の発信、活動の場を提供するとともに、NPOに対する相談体制の充実を図ります。 「ユニコムプラザさがみはら」や「ソレイユさがみ」等との連携を進めます。 	27,736	
4	区役所機能の強化	区政支援課	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性を生かした区民との協働によるまちづくりを推進するため、区役所への更なる機能強化と区民サービスの向上について検討します。 	-	
5	窓口サービスの向上（社会保障・税番号制度の利活用の推進）	区政支援課	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの普及促進として、公民館や子育て広場、企業など様々な場所で、職員がカードの説明や、申請用の写真を撮影しカード申請までを補助する申請補助説明会を実施します。 証明書自動交付機廃止に向け、利用者への勧奨通知の送付や様々な機会を通じた周知を行うなど、コンビニ交付の利用促進に取り組みます。 窓口サービスの向上を図るため、マイナンバーカードの交付を促進するとともに、コンビニ交付サービスの拡充や証明発行窓口の見直しの検討を進めます。 	21,510	
2. 市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。					
1	消費者行政の推進	消費生活総合センター	<ul style="list-style-type: none"> 市民の消費者としての権利の確立と自立を支援するとともに、安全で安心できる消費生活を確保するため、次期「消費生活基本計画」を策定します。 講師派遣事業や各ライフステージに合わせた消費者教育を開催します。特に高齢者の見守りにかかる啓発や若年者への消費者教育事業を行います。 相談員の研修参加の機会を充実するとともに、相談員と関係機関との意見交換等を実施します。 	43,197	
2	空家等対策の推進	交通・地域安全課	<ul style="list-style-type: none"> 次期「空家等対策計画」を策定します。 法に基づく特定空家等への是正措置を実施するとともに、管理不全の空家等の解消及び発生の未然防止に向け、イベント等でチラシ配布などにより周知・啓発を図ります。 空家等発生の未然防止、増加の抑制及び管理の不全な空家等の解消、空家等の流通・活用等の総合的な対策を推進することを目的として専門家団体との協定に基づく更なる取組について検討します。 	1,612	
3	地域防犯力の強化	交通・地域安全課	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ設置補助制度により設置を促進するとともに、新たな防犯カメラ設置の補助制度について検討します。 LED防犯灯の整備及び維持管理を行います。 	236,854	

No.	主な取組	部名/課名	内容	事業費(千円)	総合戦略 設定事業
4	交通安全対策の充実	交通・地域安全課	<ul style="list-style-type: none"> 各区役所等との連携による啓発活動や交通安全教室などを実施し、交通ルールの遵守やマナーの向上を図り、交通事故を防止に対する意識を高めます。 「安全に安心して自転車を利用しようよ条例」に基づき、自転車損害賠償保険等への加入、ヘルメットの着用など、協定締結団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進します。 	18,468	
5	(仮称)新斎場整備事業	区政支援課	(仮称)新斎場整備事業に係る市民・地域説明会等を開催するほか、施設の規模や機能、安全対策等の検討や、地域団体等との環境整備の協議を行います。	補正予算を予定	
6	北市民健康文化センター改修事業	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> センターの安全性や利便性を確保するために、劣化が進んでいる設備等の改修を行います。 劣化度調査を実施し、今後の改修計画を策定します。 	49,900	
7	外国人に対する相談体制の充実	区政支援課	<ul style="list-style-type: none"> 補助スタッフの任用や通訳電話、携帯型翻訳機を導入し、相談体制の充実を図ります。 国際交流ラウンジや関係機関と情報交換や研修等を行い、連携を図ります。 	補正予算を予定	
3. 市民が文化を身近に感じ、賑わいと潤いのあるまちづくりを進めます。					
1	文化行政推進費	文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> 新たに文化振興審議会を設置し、本庁の文化行政について検討を行い、次期文化振興プランを策定します。 市民文化祭第70回記念大会の実施、イベントガイドの発行などにより様々な文化事業や文化活動の情報発信を行います。 全国から写真作品の公募・顕彰などを行う相模原市総合写真祭フォトシティさがみはら事業を行います。 	28,412	
2	文化活動拠点整備事業	文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> アトラボはしもとの再整備については、事業者選定に向け公募仕様書を作成するとともに、施設内容や整備スケジュール等具体的な検討を進めます。 アトラボはしもとにおいて、美術系大学をはじめ、様々な団体や機関と連携したワークショップを開催します。 地元若手アーティストによるSOS(スーパーオープンスタジオ)の取組に対する支援など、アートによるまちづくりの担い手の育成を進めます。 (仮称)美術館(相模原)については、市民との対話に向け、美術館の在り方等の検討を行います。 	42,539	
3	文化施設管理運営事業	文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度により、民間業者のノウハウを活用した効果的、効率的な施設の管理運営を行います。 各文化施設の設備等の状態を把握し、改修や修繕の検討を行います。 	508,978	
4	さがプロ2020文化事業	文化振興課	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、本市の文化振興及び市民の機運の高揚や一体感の醸成を図る事業として、「さがプロ2020コンサート」や「市民オペラ」等を実施します。	11,271	
4. 市民一人ひとりの個性と能力が尊重されるまちづくりを進めます。					
1	人権施策の推進	人権・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重思想の普及高揚のため、市民、職員等に対し啓発を行います。 人権啓発講演会及び研修会の開催、人権の花運動、街頭啓発及び人権メッセージ展の実施、人権関係団体等が主催する研修会等へ参加します。 人権に関する条例の制定について、検討を進めます。 外国人に対するヘイトスピーチの解消に向けた取組を進めます。 同性パートナーシップ承認制度の導入に向けた取組を進めます。(2再掲) 	7,221	

No.	主な取組	部名 / 課名	内容	事業費(千円)	総合戦略 設定事業
2	男女共同参画の推進	人権・男女共同 参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・次期「さがみはら男女共同参画プラン」を策定します。 ・市民との協働、大学等多様な主体との連携により、「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」に基づく事業（啓発事業等）の推進を図ります。 ・同性パートナーシップ承認制度の導入に向けた取組を進めます。 	49,081	
3	職業生活における女性活躍の推進	人権・男女共同 参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」を策定します。（次期「さがみはら男女共同参画プラン」の策定作業と連動して進めます。） ・女性の職業生活における活躍の推進を図るため、「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」から、女性の活躍の推進に資する施策について抽出・再掲した「女性活躍推進に係る重点取組施策」（女性の就労支援事業等）を庁内外の関係機関と連携・推進し、市や事業所における女性管理職の登用、事業所における女性の積極的登用、女性の就業支援、仕事と生活の調和の促進等を図ります。 	「男女共同 参画の推進」 に含む	
4	D V対策に係る施策の推進	人権・男女共同 参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・次期「さがみはら DV 対策プラン」を策定します。（次期「さがみはら男女共同参画プラン」の策定作業と連動して進めます。） ・DV相談支援センターについて、関係機関との連携により、被害者支援やDV防止に向けた啓発を推進します。 	「男女共同 参画の推進」 に含む	